

必ずお読みください

代理人による届出の場合、委任状をお持ちいただいても窓口では被保険者証をお渡し
できません。後日、世帯主あてに郵送交付(簡易書留)となります。あらかじめご承知
おきください。
同一住所にお住いの方であっても住民票の世帯主が別の場合は委任状が必要です。
窓口に来る方が、世帯主または同一世帯員でないときは委任状が必要です。

委任状

品川区長あて

代理人(窓口に来る方)

住所 品川区北品川3-11-6

氏名 品川 花子 委任者との関係 (母)

私は、上記の者を代理人と定め、下記の届出の権限を委任します。

記

委任事項 委任する番号に○をつけ、カッコ内に届出対象者氏名を記入してください。

- 1 国民健康保険の加入 ()
- ② 国民健康保険の脱退 (国保 太郎)
- 3 国民健康保険被保険者証の再交付 ()
- 4 高齢受給者証の再交付 ()
- 5 国民健康被保険者証・高齢受給者証記載内容変更 ()

5の記載内容変更とは、区内で住所が変わった、氏名、世帯主が変更になったときを指します。

○年 ×月 日

委任者(依頼した方・世帯主または本人)

住所 品川区 広町2-1-36 広町マンション501

氏名 品川 太郎 (品川印) 生年月日 昭和55年10月10日

日中連絡のとれる電話番号 03-3777-1111

確認事項

- ・この委任状は、国民健康保険加入・脱退・国民健康保険被保険者証再交付・
高齢受給者証再交付・国民健康保険被保険者証記載内容変更手続き専用の委任状です。
- ・必ず委任者が自筆で署名、押印してください。委任状は原本をお持ちください。
- ・外国人の方の氏名、住所は国民健康保険被保険者証、または在留カードの内容で記入して
ください。また、外国人の方で印鑑をお持ちでない場合は押印を省略できます。
- ・鉛筆や消える筆記具を使用したもの、内容に不備があるものは受付できません。
- ・この委任状のほかに手続きに必要な資格喪失証明書等、および窓口に来る方の本人確認が
できるものが必要です。

(窓口に来られた方の本人確認が出来る書類の例)

一点で良い本人確認書類

- 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)、パスポート、
マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、
身体障害者手帳、療育手帳、写真付き精神障害者保健福祉手帳

二点以上必要な本人確認書類

- 健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、社員証、学生証など